



神奈川県

神奈川県

# 屋外広告物条例のあらまし

## 良好な景観の形成を目指して



神奈川県屋外広告物条例等について、詳しくは「かながわの屋外広告物」ウェブサイト  
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2n/cnt/f692/>)をご覧ください。

2025年7月

# 趣旨と適用地域 神奈川県屋外広告物条例の

屋外広告物は、私たちに目的地までの案内などの様々な情報を提供するなど広く利用されており、また、街に活気をもたらすものです。しかしながら、自由に広告が出されることになると、街並みや自然景観を乱したり、広告物の落下などによる事故の要因となる事も考えられます。

そこで、県は「良好な景観の形成」、「風致の維持」、「公衆に対する危害の防止」を図るために、屋外広告物法に基づいて神奈川県屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の表示等に関する基準などを定めています。



横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市および大和市ではそれぞれ独自に条例を制定しており、基準内容も県条例とは異なっておりますので、ご注意ください。

## 屋外広告物とは

屋外広告物法で次の要件をすべて満たすものと定義されています。

- ア 常時又は一定の期間継続して、
- イ 屋外で
- ウ 公衆に表示されるものであって、
- エ 看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの（広告物を掲出する物件を含みます。）

# 1 許可の基準

(第7条、規則別表第1～第3)

許可地域(禁止地域や禁止物件以外)で、広告物を表示等する場合には、5種類の許可地域ごとの、大きさや高さなどの許可基準による許可が必要です。

許可地域(第2条、規則別表第1)

- ① 自然系許可地域
- ② 住居系許可地域
- ③ 工業系許可地域
- ④ 沿道系許可地域
- ⑤ 商業系許可地域

また、広告物の種類ごとの基準も定めています。

※県条例の禁止地域・許可地域の地図は、神奈川県ウェブサイト「e-かなマップ」の「神奈川県屋外広告物条例規制地域マップ」をご覧いただけます。

なお、当該マップは参考図となりますので、最新の情報及び詳細な規制状況については、各許可窓口にお問い合わせください。

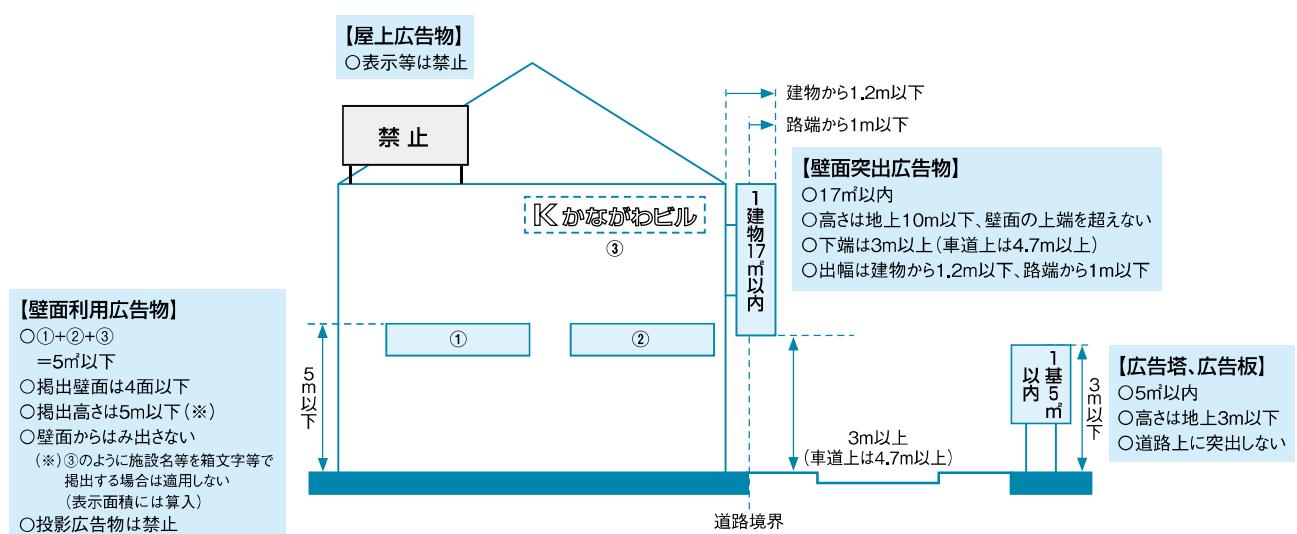
## 1-1 屋外広告物の許可地域区分別の許可の基準(規則別表第1・第2)

### ■ 自然系許可地域

#### 該当地域

- 国立公園・県立自然公園の普通地域、風致地区、近郊緑地保全区域(各地域内の第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域を除く)
- 歴史的風土保存区域
- 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、田園住居地域

広告物の表示面積の合計は27m<sup>2</sup>以内、ネオン照明、点滅照明、動光及び電光表示装置の設置禁止



## ■ 住居系許可地域

### 該当地域

- 国立公園の特別地域内の近隣商業地域、商業地域
- 城ヶ島、国立公園・県立自然公園内の普通地域、風致地区、近郊緑地保全区域(各地域内の第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域に限る)
- 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域
- 他の許可地域以外の地域(市街化調整区域、都市計画区域内の非線引区域、都市計画区域外の区域)

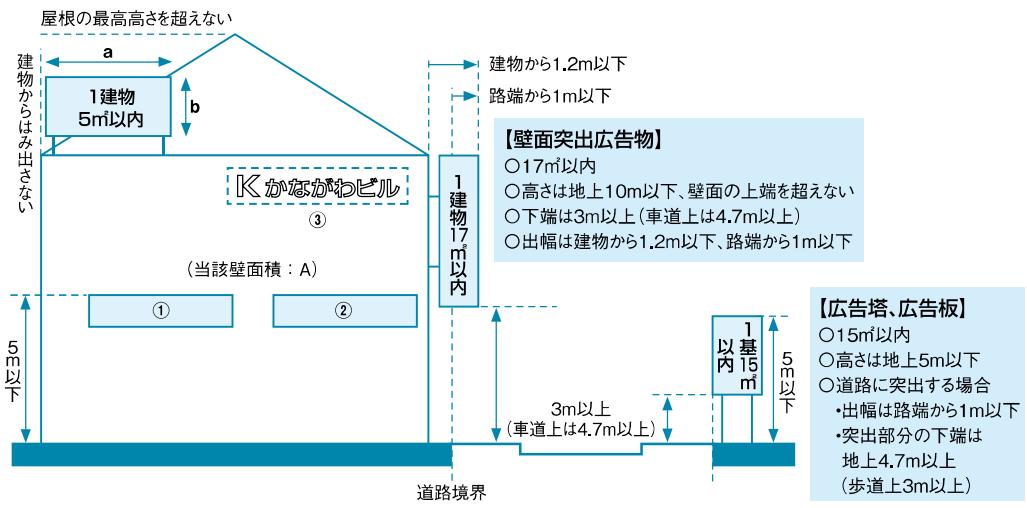
広告物の表示面積の合計は47m<sup>2</sup>以内、ネオン照明、点滅照明、動光及び電光表示装置の設置禁止

#### 【屋上広告物】

- 5m以内
- 屋根の最高高さを超えない
- $b \div a = 1$ 以下
- 建物から横にはみ出さない
- 物見塔等の工作物には設置しない
- 屋上広告塔の表示面積は最大断面積

#### 【壁面利用広告物】

- ①+②+③  
=10m以下 または  
 $A \times 1/20$ 以下(※1)
- 掲出壁面は4面以下
- 掲出高さは5m以下(※2)
- 壁面からはみ出さない  
(※1)  $A \times 1/20$ 以下が10mを超える場合は【屋上広告物】の掲出不可  
(※2) ③のように施設名等を箱文字等で掲出する場合は適用しない  
(表示面積には算入)
- 投影広告物は禁止



## ■ 工業系許可地域

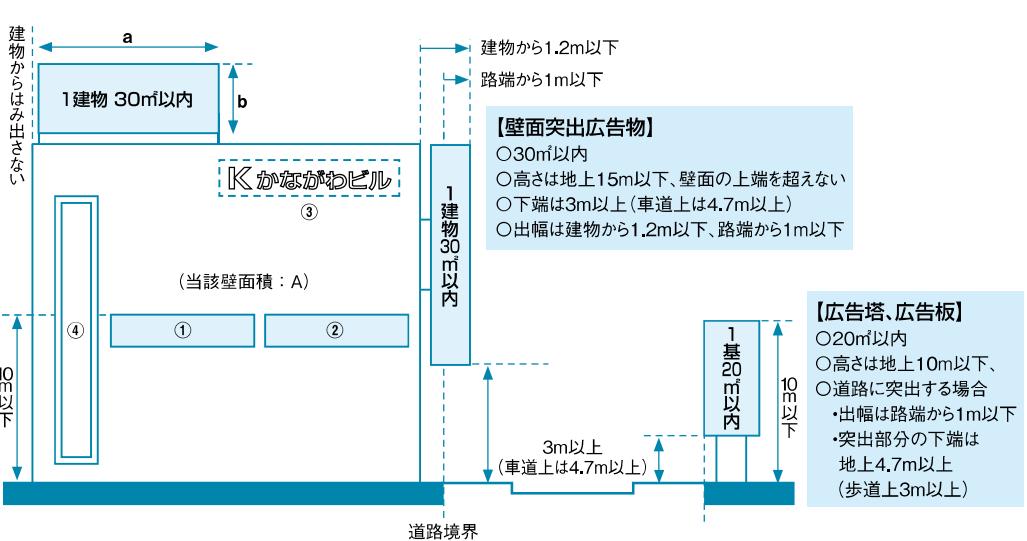
### 該当地域 ○準工業地域、工業地域、工業専用地域(沿道系許可地域に含まれる地域を除く)

#### 【屋上広告物】

- 30m以内
- $b \div a = 1$ 以下
- 高さは建物高さの1/3以下かつ  
建物の上端から3m以下
- 建物から横にはみ出さない
- 物見塔等の工作物には設置しない
- 屋上広告塔の表示面積は最大断面積

#### 【壁面利用広告物】

- ①+②+③+④  
=20m以下 または  
 $A \times 1/10$ 以下
- 掲出壁面は4面以下
- 掲出高さは10m以下(※1)
- 壁面からはみ出さない  
(※1) ③のように施設名等を箱文字等で  
掲出する場合は適用しない  
(表示面積には算入)
- ④のように壁面に懸垂装置を  
設置して掲出する場合は適用しない  
(表示面積には算入)



## 沿道系許可地域

### 該当地域

○第二種住居地域、準住居地域

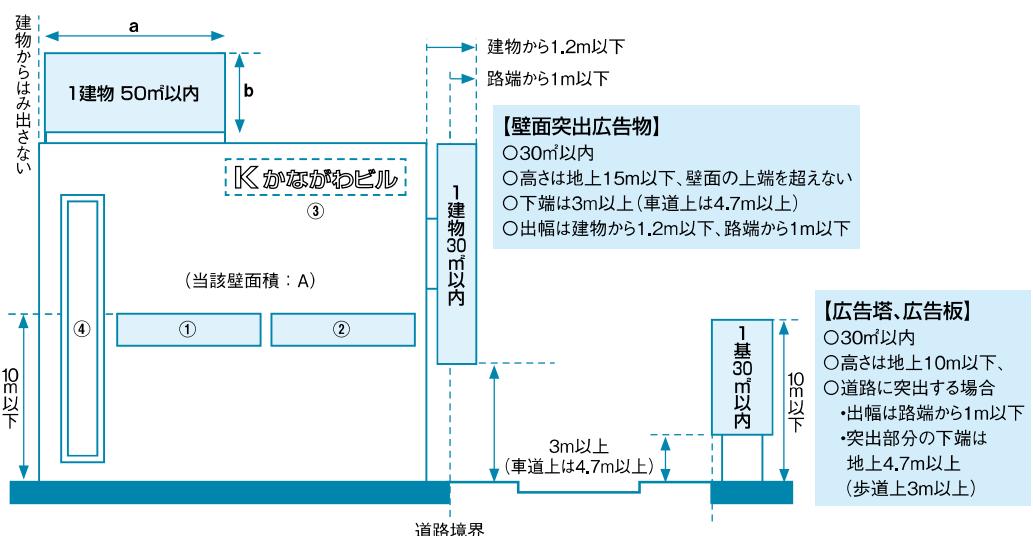
○一般国道・県道の両外側30m以内にある第一種住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

#### 【屋上広告物】

- 50m以内
- $b \div a = 1$ 以下
- 高さは建物高さの1/3以下かつ  
建物の上端から5m以下
- 建物から横にはみ出さない
- 物見塔等の工作物には設置しない
- 屋上広告塔の表示面積は最大断面積

#### 【壁面利用広告物】

- ①+②+③+④  
 $=30m$ 以下 または  
 $A \times 1/10$ 以下
- 掲出壁面は4面以下
- 高さは10m以下(※1)
- 壁面からはみ出さない  
(※1)③のように施設名等を箱文字等で  
掲出する場合は適用しない  
(表示面積には算入)
- (※1)④のように壁面に懸垂装置を  
設置して掲出する場合は適用しない



## 商業系許可地域

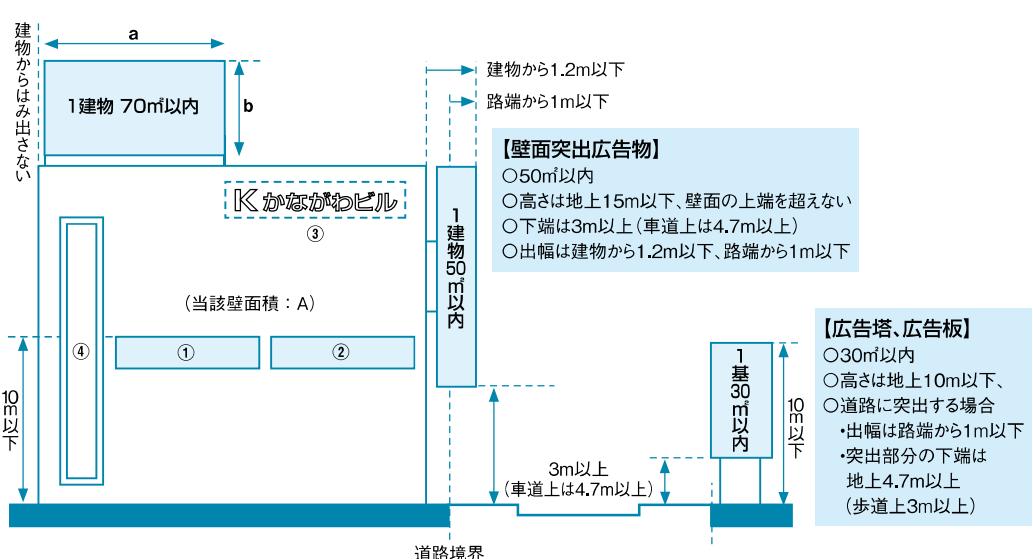
### 該当地域 ○近隣商業地域、商業地域

#### 【屋上広告物】

- 70m以内
- $b \div a = 1$ 以下
- 高さは建物高さの1/3以下かつ  
建物の上端から7m以下
- 建物から横にはみ出さない
- 物見塔等の工作物には設置しない
- 屋上広告塔の表示面積は最大断面積

#### 【壁面利用広告物】

- ①+②+③+④  
 $=30m$ 以下 または  
 $A \times 1/10$ 以下
- 掲出壁面は4面以下
- 高さは10m以下(※1)
- 壁面からはみ出さない  
(※1)③のように施設名等を箱文字等で  
掲出する場合は適用しない  
(表示面積には算入)
- (※1)④のように壁面に懸垂装置を  
設置して掲出する場合は適用しない



\*屋上広告塔の「最大断面積」とは、広告物に対して側面から投光した場合の最大投影面積のことといいます。

\*壁面突出広告物（例 商業地域 50 m以内）及び広告塔、広告板（例 商業地域 30 m以内）の表示面積は、一面の面積ではなく、両面に表示があるときは両面の表示面積を合計した面積のことといいます。

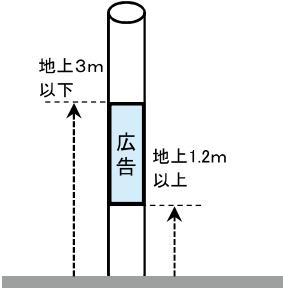
## すべての許可地域

【壁面利用の貼り紙等】 ① 1枚1m<sup>2</sup>以内 ② 同一のものを連続して表示しないこと ③ 容易に除却できること

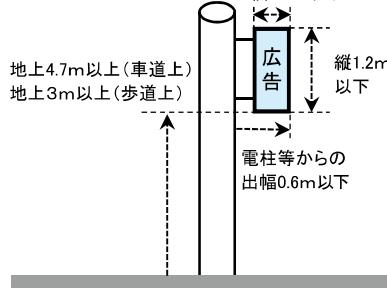
## 1-2 屋外広告物の種類に応じた許可基準(規則別表第3)

### 電柱および街灯柱を利用するもの

#### 【巻付け看板】

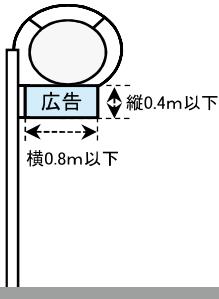


#### 【添架看板】



### 標識柱を利用するもの

- 螢光塗料、発光塗料及び反射塗料を使用していないものとすること。
- 一の標識柱につき1件とすること。



例: 消火栓標識柱

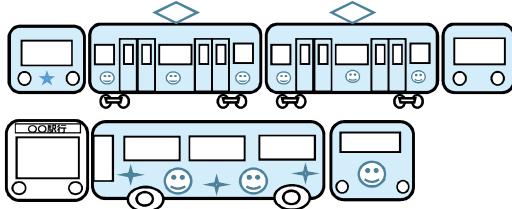
○信号機が設置されている電柱には、表示できない。

○1柱につき、巻付け看板及び添架看板は、それぞれ1件以内とすること。

### 乗り物の外面を利用するもの

#### ラッピング広告によるもの

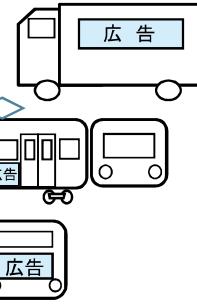
電車	○ 一の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以下であること。
	○ 車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。
路線バス	○ 表示の位置は前面以外とすること。
	○ 車両の窓の上端から上部には文字等を表示せず、広告物の地色1色とすること。
電車・路線バス共通	○ 車両の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。
	【走行禁止地域】 ○ 大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区 ○ 東名高速道路、新東名高速道路、圏央道、横浜横須賀道路、小田原厚木道路 ○ 東海道新幹線の用地
【交通安全】	○ 発光・螢光素材及び反射効果を有する広告物は表示しないこと。
	○ 電光表示装置等の映像装置は設置しないこと。
【色彩、意匠等】	○ 走行する地域の景観に調和したものであること。
	【交通事業者の責務】 ○ 神奈川県電車、路線バスの車体利用広告物自主審査実施要綱及び神奈川県電車、路線バスの車体利用広告物ガイドラインに基づき自主審査をすること。



#### ラッピング広告以外のもの

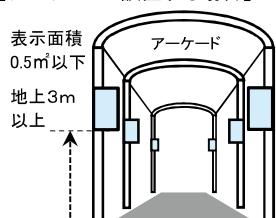
電車	1 前面又は後面に表示するものは、縦0.6m以下、横1m以下で、それぞれ1件以内とすること。
	2 側面に表示するものは、1件縦0.6m以下、横3m以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8m <sup>2</sup> 以下とすること。
路線バス	1 表示の位置は前面以外とすること。
	2 側面に表示するものは、1件縦0.6m以下、横3m以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8m <sup>2</sup> 以下とすること。
自動車等	3 後面に表示するものは、縦0.6m以下、横1m以下で1件以内とすること。
	4 広告車に表示する場合は、1から3の基準は適用しない。 ※「広告車」とは、自動車登録規則別表第二に規定する「広告宣伝用自動車」をいう。

※所有者の事業や営業の内容を表示するものは規制の対象から除外されます。(P.7⑤)

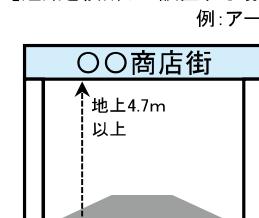


### 広告塔、広告板に類するもの

#### 【アーケードに設置する場合】

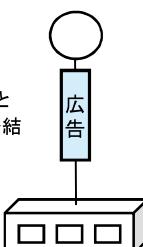


#### 【道路を横断して設置する場合】

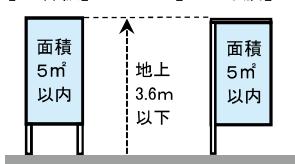


#### 【アーバルーン】

- バルーンは直径3m以下のものとする
- 掲揚する場合は高度45m以下とする
- 雨、雪又は毎秒5m以上の風のときは掲揚しないこと
- 広告物は長さ15m以下、幅1.5m以下とし、主綱に緊結すること
- 掲揚時には常時2人以上の監視人を置くこと



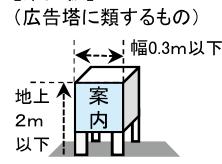
#### 【立看板】



#### 【のぼり旗】



#### 【案内板】



#### (広告塔に類するもの)



#### (広告板に類するもの)

同一場所に2以上のものを設置する場合は総合案内板とし、一のものの表示面積は、縦(横)0.3m以下、横(縦)1.5m以下とすること

## 2 禁止地域と禁止物件

県条例では、広告物の表示等が禁止される「禁止地域」及び「禁止物件」を定めています。

### 2-1 禁止地域(第3条第1項)

広告物の表示等が禁止される地域です。

- ① 重要文化財の建造物の敷地及びその周辺50m以内の地域
- ② 史跡、名勝、天然記念物に指定又は仮指定された地域
- ③ 県又は市町村指定の重要文化財の建造物の敷地及びその周辺50m以内の地域並びに史跡、名勝、天然記念物の地域又は場所
- ④ 保安林
- ⑤ 国立公園及び国定公園の特別地域(近隣商業地域及び商業地域を除く)
- ⑥ 県立自然公園の特別地域
- ⑦ 歴史的風土特別保存地区
- ⑧ 近郊緑地特別保全地区
- ⑨ 特別緑地保全地区
- ⑩ 自然環境保全地域
- ⑪ 風致地区的うち知事が指定する地域
- ⑫ 古墳、墓地、火葬場又は葬祭場
- ⑬ 相模川を除く河川区域



- ⑭ 道路及び鉄道の線路用地並びにこれらから展望できる範囲で、知事が指定する地域  
・東名高速道路、新東名高速道路、圏央道、横浜横須賀道路、小田原厚木道路及び東海道新幹線の用地並びにこれらの両外側500m以内の地域
- ⑮ 河川、湖沼及び海岸並びにその付近で知事が指定する地域  
・相模川の河川区域  
・城ヶ島  
・海岸線から100m以内の地域及び海岸保全区域(海水浴場開設期間中の海水浴場の区域を除く)

左の地域のうち  
第一種住居地域  
第二種住居地域  
準住居地域  
近隣商業地域  
商業地域  
準工業地域  
工業地域  
工業専用地域を除く  
(相模川は一部地域を除く)

### 2-2 禁止物件(第3条第2項～第5項)

広告物の表示等が禁止される物件です。

広告物の表示等を全面的に禁止(第2項)	①橋りょう(ガード類を含む)、②高架構造物、③トンネル、④信号機、⑤道路の分離帯、⑥道路の防護柵、⑦道路標識、⑧駒止、⑨里程標、⑩街路樹、⑪路傍樹、⑫郵便差出箱、⑬信書便差出箱、⑭電話ボックス、⑮公衆便所、⑯路上に設置する変圧器及び配電器、⑰銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件、⑱消火栓、⑲火災報知器、⑳指定消防水利標識、㉑防火水槽標識、㉒火の見やぐら、㉓送電塔、㉔送受信塔、㉕照明塔、㉖煙突、㉗ガスタンクその他これに類する物件
広告物の直接表示を禁止(第3項)	①石垣その他これに類する物件
貼り紙、貼り札、立看板の表示を禁止(第4項)	①電柱、②街灯柱、③消火栓標識、④バス停留所の上屋、⑤植樹帯
広告物の表示を禁止(第5項)	①道路の路面

### 3 規制を受けない広告物 (第6条第1項、第2項)

社会生活を営むうえで必要とされる最小限度の広告物は、規制の対象から除外されています。

要 件	
<b>① 他法令の規定により設置されるものや、選挙運動のための貼り札、ポスターの類</b>	
<b>② 案内図その他公衆の利便に供するもの</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・国及び地方公共団体の公報資料及び広報資料</li><li>・国及び地方公共団体の案内板及び掲示板</li><li>・災害、伝染病の発生等における緊急な事項を告示するもの</li></ul> <p>国立公園及び国定公園の第二種特別地域、第三種特別地域及び神奈川県立自然公園の特別地域のうち第一種特別地域を除く地域において、店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所等、又は事業や営業を行っている土地へ案内及び誘導をするもので、地理的条件に照らして必要と認められるもので右の基準を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一の広告物の表示面積が1m<sup>2</sup>以下(国立公園の第二種特別地域及び第三種特別地域にあたっては5m<sup>2</sup>以下)</li><li>・複数の広告物を統合する場合は、10m<sup>2</sup>以下</li><li>・高さは地上5m以下</li><li>・光源を用いるものにあっては、動光、点滅を伴わないもの</li></ul>
<b>③ 祭典用その他慣例上使用されるもの</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・社寺、教会等の礼式や冠婚葬祭の際に掲出されるもの</li><li>・地方の年中行事のために表示又は設置されるもの</li></ul>
<b>④ 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、周囲の景観に調和するものであり、営利を目的としないもの</b>	
<b>⑤ 電車又は自動車に表示するもので、右の要件を満たすもの</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・電車の車体に所有者の氏名、名称、商標又は所有者の事業や営業の内容を表示するもの</li><li>・自動車の車体に所有者や管理者の氏名、名称、店名、商標又は所有者や管理者の事業や営業の内容を表示するもの</li><li>・自動車の使用的本拠地が、他の都道府県、政令市、中核市、屋外広告物条例を制定している景観行政団体である市町村の場合に、その都道府県市町村の条例の規定に従って表示するもの</li></ul>
<b>⑥ 自己の氏名や営業の内容等を自己の住居、事業所、営業所等に表示又は設置するもの</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・自己の住宅又はその敷地内に自己の住所、氏名等を表示するもの</li><li>・自己の店舗、営業所、事業所やその敷地内に自己の所在、名称、屋号、商標、営業内容等を表示するもの</li><li>・表示面積の合計が10m<sup>2</sup>以下(禁止地域、広告景観形成地区にあっては5m<sup>2</sup>以下)</li><li>・自己の営業に係る特定の商品名等を表示する場合は、その表示面積が全体の表示面積の2分の1以下</li><li>・建築物の上部に突出するものにあっては、自然系許可地域及び住居系許可地域のうち第一種住居地域を除く地域においては、建築物の最高部を超えないもの。また、第一種住居地域、工業系許可地域、沿道系許可地域、商業系許可地域においては、建築物の屋根からの高さが4m以下</li><li>・海水浴場開設期間中の海水浴場の区域における更衣休憩所、食堂、売店等の海水浴客の利便に供する専用施設に表示する場合にあっては、表示面積の合計が35m<sup>2</sup>以下(建築物の上部に突出するもので、自然系許可地域及び住居系許可地域のうち第一種住居地域を除く地域においては、屋根の最高部から高さが2mを超えないもの)</li></ul>

要件	
⑦ 自己の管理する土地や物件に管理上の必要により表示又は設置するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積の合計が1m<sup>2</sup>以下で、地上からの高さが2m以下</li> </ul>
⑧ 国又は地方公共団体が設置し、又は保有する施設又は物件に寄附者名等を表示するもので右の要件をいずれも満たすもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示数は、1施設又は1物件当たり1個であるもの</li> <li>・表示面積が、広告物を正面から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたものの面積の20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下であるもの</li> <li>・表示される者が寄附者であることが分かるもの</li> </ul>
⑨ 営利を目的としない貼り紙、貼り札その他これに類するもので、右の基準、要件を満たすもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積が1m<sup>2</sup>以下</li> <li>・政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの又はその他営利を目的としないと認められる会合及び催物類の掲示をするもの</li> </ul>
⑩ 国、公共団体、公益法人その他これに類する団体が表示又は設置するもので、公益上必要と認められるもの	

①～⑧は許可基準(第7条)の適用除外、禁止規定(第3条)の適用除外、許可手続き(第2条)が不要

⑨～⑩は許可手続き(第2条)が不要

## 4 広告景観形成地区制度

個性的な街並みづくりを進めるうえで、それぞれの街並みに合った広告物の誘導や規制ができる制度です。

現在2地区が指定され、それぞれの地区基本方針に基づき、独自の許可基準が定められています。

大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区(大井町、H14年3月～)

大山バイパス周辺広告景観形成地区(伊勢原市、H31年4月～)



富士山を望む酒匂川周辺(大井町)



大山と大山バイパス周辺(伊勢原市)

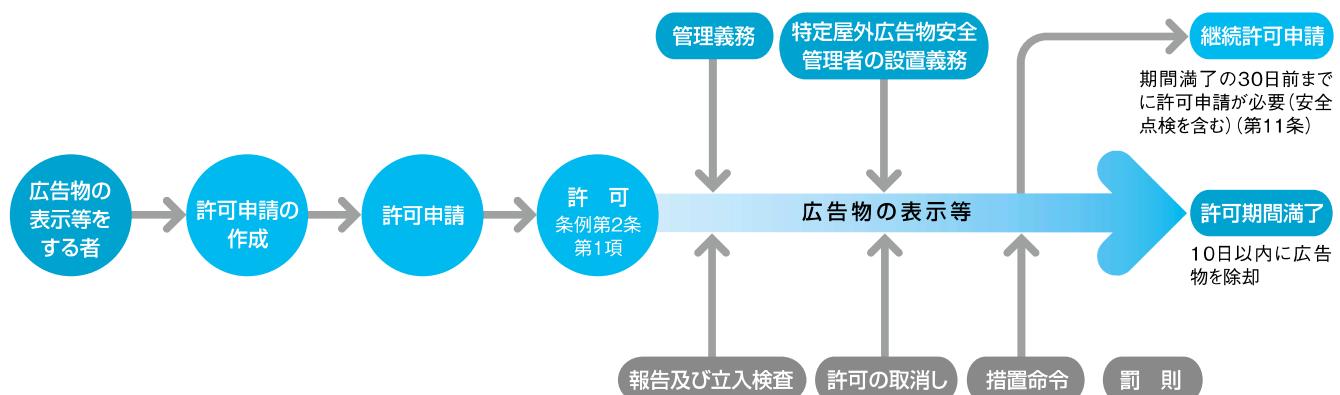
## 5 許可申請手数料と許可期間

(第46条第1項、条例別表)

区分	単位	金額	許可期間の上限
貼り紙	50枚	500円	1月
貼り札	1枚	300円	1年
建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの	照明装置のないもの 1張	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)	1年
	照明装置のあるもの 1張	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)	
電柱又は街灯柱を利用するもの	1枚	300円	3年
電車、自動車等の外側を利用するもの	1台	800円	1年
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板	照明装置のないもの 1基	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)	3年
	照明装置のあるもの 1基	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)	
アーチ	照明装置のないもの 1基	6,000円	3年
	照明装置のあるもの 1基	9,000円	
アドバルーン	照明装置のないもの 1個	1,000円	1月
	照明装置のあるもの 1個	1,500円	
立看板	1基	300円	3月
のぼり旗	1本	300円	3月
広告幕	表示面が固定されていないもの 1張	300円	3年
	表示面が固定されているもの 照明装置のないもの 1張	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)	
		2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)	
標識柱を利用するもの	1枚	300円	3年

貼り紙の枚数が50枚未満であるとき又はその枚数に50枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、50枚として計算する。

## 6 屋外広告物の許可申請のフローチャート



# 7 掲出者の義務

広告物を表示するときは、次のことを守ってください。

## 標識票等の表示(第10条)

- 許可を受けた方は、交付された標識票を該当の広告物に貼り付けてください。

## 変更及び継続(第11条)

- 許可を受けた後、許可の内容に変更を加え、又は広告物を改造若しくは移転しようとするときは、改めて許可を受けてください。
- 許可期限後、更に広告物の表示等をするときは、期限満了の30日前までに継続許可申請をしてください。
- 継続許可申請時には、屋外広告物点検報告書を提出してください。

## 管理義務(第12条)

- 設置者又は管理する方は、広告物を良好な状態で管理しなければなりません。

### 広告物の落下事故は、会社やお店の信用も落とします。

屋外広告物は、雨や風、強い日差しにさらされています。知らぬ間に内部が劣化し、落下や倒壊の危険が高まっているかもしれません。定期的な点検のほか強風や地震の後には点検を行うなど、安全管理に努めましょう。なお継続許可申請時には、点検状況を撮影した写真を添付した屋外広告物点検報告書の提出が必要です。

### 危険の兆候をチェック、早期発見で事故防止。

サビ

汚れ

ズレ・欠落

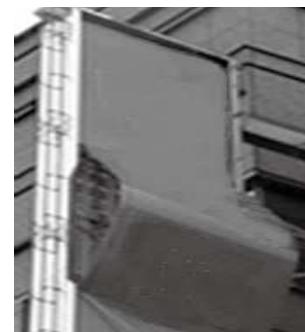
照明不点灯



鉄骨やボルトが錆びて腐食していないかを定期的に点検。



外壁などにサビ汁の跡がないか。内部の腐食が疑われます。



盤面のズレや取付具の欠落は落下的前触れ。



漏電の場合は火災の危険性もあります。

異常があった場合は、周辺を立入禁止にするなど安全対策をとり、早急に専門家に相談して対応しましょう。処置が早期であるほど費用も抑えられます。危険を放置し、万が一事故が発生した場合、賠償責任等を問われることもあります。

## 特定屋外広告物安全管理者の設置(第13条、規則第10条)

- 建築物の上部に突出する広告物又は広告塔及び広告板で、高さが4mを超えるときは、特定屋外広告物安全管理者を置くことになっています。

## 除却の義務(第14条)

- 許可期限が満了したとき、又は許可を取り消されたときは、10日以内に広告物を除却してください。

# 8 屋外広告業者の義務

屋外広告業を営もうとする方は、登録が必要です。

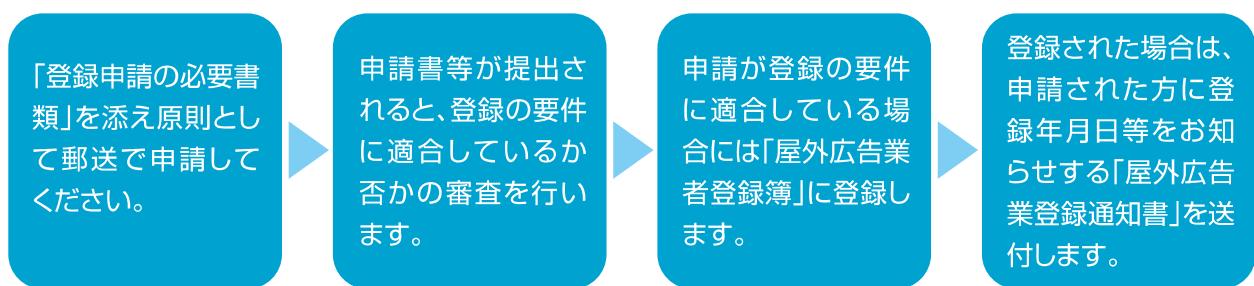
## 屋外広告業の登録(第24条、規則第15条)

- ・屋外広告業を営もうとする方は知事の登録を受ける必要があります。(登録申請手数料1万円/有効期間5年)

### 屋外広告業者の登録制度

屋外広告業を営もうとする個人又は法人は、事務所や作業場などの事業所が存在するか否かを問わず、工事現場が県の区域内にあることだけで、知事の登録を受ける必要があります。

### 登録の流れ



※登録の有効期間は5年間です。有効期間満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする方は、5年毎に更新の登録が必要となります。

## 変更・廃業等の届出(第28条、第29条)

- ・登録事項に変更があったり屋外広告業を廃止したときは、変更又は廃業の日から30日以内に届出を行う必要があります。

## 業務主任者の設置(第32条)

- ・営業所ごとに「業務主任者」を置く必要があります。

業務主任者は  
① 屋外広告士  
② 屋外広告物講習会(毎年1回開催)修了者  
③ 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員、技能検定合格者、職業訓練修了者などの資格を有する者です。

## 標識の掲示(第33条)

- ・登録を受けた方は、営業所ごとに屋外広告業者であることを示す標識を掲げる必要があります。

## 帳簿の備付け(第34条)

- ・登録を受けた方は、営業所ごとに必要事項を記載した帳簿を備付ける必要があります。

# 9 違反に対する措置

## 9-1 違反広告物に対する措置

### 報告及び立入検査(第23条)

- ・土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査することができます。

### 許可の取り消し(第15条)

- ・虚偽の申請により許可を受けた場合などは、許可を取り消すことがあります。

### 措置命令(第15条第2項)

- ・条例、規則に違反した広告物があるときは、改修、移転、除却などの措置が命ぜられることがあります。

### 罰則(第53条、第55条、第56条)

- ・条例、規則の違反行為に対しては、罰則(50万円以下の罰金)を科せられることがあります。

### 簡易除却(法第7条第4項、第49条)

- ・電柱などに表示されている違反の貼り紙、貼り札等、のぼり旗、立看板等は、県土木事務所等の職員、地域の住民の方や市町村及び関係機関・団体等の協力をいただいて撤去しています。

## 9-2 違反広告業者に対する措置

### 登録の取消し(第36条)・罰則(第52条～第55条、第57条、第58条)

- ・屋外広告業者が登録要件を満たさなくなった場合や虚偽の届出を行った場合、法令に違反して広告物を設置した場合などには、登録取消や営業停止のほか、罰則(1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)を科せられることがあります。

## 9-3 他法令の遵守

- ・屋外広告物は、その掲出場所や掲出規模等によっては、道路法や建築基準法、消防法、自然公園法など、当条例以外の法令の適用も受ける場合があります。  
例えば、道路法などで構造物(壁面突出広告物など)を道路内に設置してはならない範囲を定めています。また、建築基準法において、一定規模以上の広告物については、建築確認を必要とするものがあります。
- ・広告物の表示内容について、屋外広告物条例では規制をしていませんが、他の法令等で規制を受ける場合があります。

#### 広告物の表示内容に規制を定めている法令等の例

- ・景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)
- ・医療法
- ・薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(略称:医薬品医療機器等法))
- ・柔道整復師法
- ・あはき師法(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律)
- ・食品衛生法
- ・神奈川県青少年保護育成条例 など

# 神奈川県屋外広告物条例

# Q&A

このページでは、よくある質問について、Q&A方式で解説します。

具体的な許可申請のご相談は、屋外広告物の許可申請・相談等の受付窓口までご連絡ください。

## 許可・変更・継続(第2条・第11条)

### Q 看板を付けかえる時は、何か手続きが必要ですか？

許可を受けた後、内容の変更・改造・移転をするときは、改めて許可を受ける必要があります。

退色による塗り替え、修繕、従たる内容の変更(営業時間の変更等)等は、申請不要です。

## 禁止地域・禁止物件(第3条)

### Q 道路・鉄道から展望できる範囲の禁止地域とは、具体的にどこですか？

東名高速道路、新東名高速道路、圏央道、横浜横須賀道路、小田原厚木道路、東海道新幹線とその両外側500メートル以内の地域です。ただし、第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域を除きます。また、山などの自然の立地条件、トンネル等の半永久的な構造物等により、これらの道路や鉄道から直接展望できない地域も除外されます。

規制地域を示した地図は、e-かなマップ：屋外広告物条例規制地域マップをご覧ください。

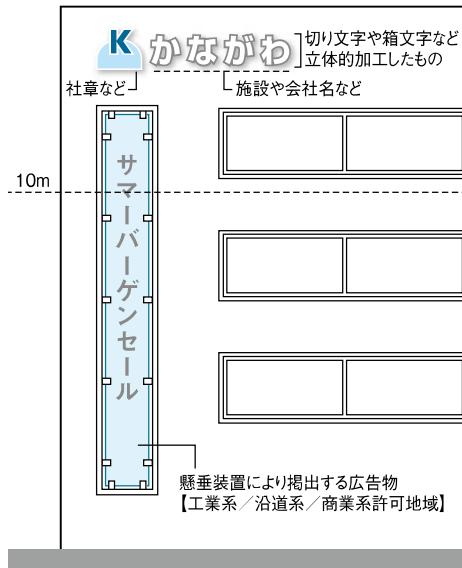
## 許可基準(施行規則第5条・規則別表第2)

### Q 壁面利用広告物のうち、掲出高さの制限が適用されない「ただし書き」の広告物はどのようなものですか？

右の図にあるように

- 施設名や会社名等とシンボルマーク(社章など)をそれぞれ1つずつ(併用可)、箱文字など立体的に加工した文字等を直接、壁面に取り付けたもの(※テナント名を複数掲出することは不可)
- 壁面に懸垂装置を設置して掲出するもの(※催事の告知など短期間の掲出が想定されるため、許可期間内の内容変更也可)

なお、高さの制限は適用されませんが、他の広告物と同様に表示面積には算入します。



## 適用除外(第6条)

### Q 自分の土地に看板をたてるのに、許可是ありますか？

自己の氏名や営業の内容等を自己の住居・事業所・営業所等に表示又は設置するものは、許可地域は10平方メートル、禁止地域・広告景観形成地区は5平方メートルまで、適用除外になります。

住居・事業所・営業所等がない場所に掲出する場合、自己の所有地でも、許可が必要です。

## 適用除外(第6条)

### Q 自分の店に出す看板(自家用広告物)に、許可はいりますか?

基準(許可地域は10平方メートル)を超える場合は、自家用広告物でも許可が必要になります。

例) 10平方メートルと3平方メートルの2枚の自家用広告物を掲出する場合、両方の広告物に許可が必要です。(10平方メートルを差し引いた3平方メートル分だけ申請が必要なのではありません。)

### Q 一敷地内に事務所と工場の二つの建物がある場合の適用除外面積は?

一敷地ごとに計算するため、二つの建物合わせて10平方メートル(禁止地域、広告景観形成地区は5平方メートル)までの自家用広告物が適用除外になります。

### Q 一つの建物に複数のテナントが入居する場合、自家用広告物の面積はどのように算定しますか?

テナントごとに自家用広告物の面積を算定しますので、各テナントで10平方メートル(禁止地域、広告景観形成地区は5平方メートル)まで適用除外となります。

### Q 「管理上の必要により」適用除外となる看板とはどんなものですか?

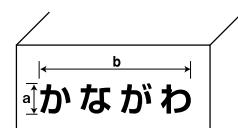
「管理地」「立入禁止」「駐車禁止」「P(駐車場)」等の表示が、管理上必要と認められます。

一敷地につき表示面積の合計が1平方メートル以下・地上からの高さ2メートル以下の基準を守れば、許可は不要です。

## 面積の算定方法

### Q 壁面の箱文字・切り文字の面積算定方法は?

文字間の空間を含めて計算します。面積=a×b



### Q 壁面の色彩を塗り替えた場合の面積算定方法は?

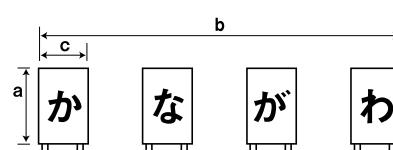
塗り替え部分の面積で計算します。面積=a×b



### Q 複数の看板を合わせて一つのイメージを表示する場合の面積算定方法は?

各物件間の空間部分も表示面として計算します。面積=a×b

※a×c×4ではありません



## 手数料の算出方法(第46条第1項、条例別表)

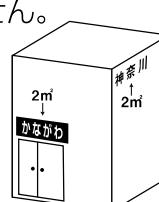
### Q 複数の看板を出すときの手数料の算出方法は?

1枚(1基)ごとに手数料を算出します。広告物の合計面積から算出するのではありません。

正) 「神奈川」 2平方メートル: 1500円

「かながわ」 2平方メートル: 1500円 計3000円

誤) 2平方メートル+2平方メートル=4平方メートル: 1500円



# 屋外広告物の許可申請窓口・屋外広告業の登録申請(届出)窓口

2025年7月1日現在

## 【屋外広告物の許可申請窓口】

### (1) 神奈川県屋外広告物条例が適用される区域

表示等の場所	許可申請窓口		電話番号
三浦市	神奈川県	横須賀土木事務所	(046)853-8800(代)
伊勢原市、二宮町		平塚土木事務所	(0463)22-2711(代)
寒川町		藤沢土木事務所	(0466)26-2111(代)
座間市		厚木土木事務所東部センター	(0467)79-2865
大井町、松田町		県西土木事務所	(0465)83-5111(代)
箱根町		県西土木事務所小田原土木センター	(0465)34-4141(代)
逗子市	逗子市	まちづくり景観課	(046)873-1111(代)
厚木市	厚木市	都市計画課	(046)225-2401
海老名市	海老名市	都市計画課	(046)235-9391
南足柄市	南足柄市	都市計画課	(0465)73-8026
綾瀬市	綾瀬市	都市整備課	(0467)77-1111(代)
葉山町	葉山町	都市計画課	(046)876-1111(代)
大磯町	大磯町	都市計画課	(0463)61-4100(代)
中井町	中井町	まち整備課	(0465)81-3901
山北町	山北町	都市整備課	(0465)75-3647
開成町	開成町	都市計画課	(0465)83-2331(代)
真鶴町	真鶴町	まちづくり課	(0465)68-1131(代)
湯河原町	湯河原町	まちづくり課	(0465)63-2111(代)
愛川町	愛川町	都市施設課	(046)285-2111(代)
清川村	清川村	村づくり観光課	(046)288-3864

### (2) それぞれの市の屋外広告物条例が適用される区域

表示等の場所	許可申請窓口		電話番号
横浜市	横浜市	景観調整課	(045)671-2648
川崎市	川崎市	路政課	(044)200-2814
相模原市	相模原市	建築政策課	(042)769-9252
横須賀市	横須賀市	まちなみ景観課	(046)822-8127
平塚市	平塚市	まちづくり政策課	(0463)21-8781
鎌倉市	鎌倉市	都市景観課	(0467)23-3000(代)
藤沢市	藤沢市	街なみ景観課	(0466)25-1111(代)
小田原市	小田原市	都市計画課	(0465)33-1593
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	景観みどり課	(0467)81-7182
秦野市	秦野市	建築指導課	(0463)83-0883
大和市	大和市	建築指導課	(046)260-5425

## 【屋外広告業の登録申請(届出)窓口】

表示等の場所	登録申請(届出)窓口	電話番号
横浜市、川崎市、相模原市及び 横須賀市を除く県内の区域	神奈川県 都市整備課	(045)210-6201
横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の区域については、上記の各許可申請窓口にお問い合わせください。		

※屋外広告業の登録申請(届出)に関する書類については「かながわの屋外広告物」ウェブサイトからダウンロードできます。